



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*60 和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (林業振興課)..... 1

○ 告示

1019 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 1

1020 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (障害福祉課)..... 2

規 則

和歌山県規則第60号

和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年10月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年和歌山県規則第108号）の一部を次のように改正する。

「6 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第別記第1号様式中 9条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定書の写しを添付すること。」

「6 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第9条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定書の写しを添付すること。」
を 7 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第12条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第10条第1項に規定する木材製造高度化計画の認定書の写しを添付すること。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

和歌山県告示第1019号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成22年12月13日まで縦覧に供する。

平成22年10月26日

1 申請年月日

平成22年10月12日

2 名称

特定非営利活動法人くまさん

3 代表者の氏名

日下崇

4 主たる事務所の所在地

和歌山県東牟婁郡串本町潮岬207番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、障害のあるもの（先天的障害者・後天的障害者・高齢者）並びに障害のある者を介助する者等に対して、介護保険法・自立支援法に基づく支援事業、及び福祉サービスに関する事業を行い、もって社会福祉の向上を目指し、又スポーツ・音楽等を通じてお互いが交流し、こころ豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1020号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成22年10月26日

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3011800152	ヘルパーステーションらふ	居宅介護 重度訪問介護	事業所の所在地	岩出市山崎52-30	岩出市山崎38-2	平成 22.10.01
3011500042	訪問介護田鶴苑	居宅介護 重度訪問介護	事業所の名称	特別養護老人ホーム田鶴苑	訪問介護田鶴苑	平成 22.10.01